

メジャーズによる石油取引の実態を探る

木村 徹*

1. はじめに

筆者は、2002 年 3 月に日本エネルギー経済研究所を退所した後、「世界エネルギー市場における大供給者たち」という問題に関心を持ち、情報の収集と整理を続けてきた。その際、石油、天然ガス、石炭およびウランの 4 つの「エネルギー」源を対象として、それぞれの「市場」とはどのようなものかについて、改めて基本的に考えてみる必要に迫られた。

その結果、一般的に「市場」の構成要素として、「商品の流れ」（生産＜輸出＞、輸送ならびに消費＜輸入＞）、それを作り出している「取引の主体」（売手、買手および仲介者）、彼らによる「交渉および契約」（数量＜時期・期間＞および価格＜決定方式・水準＞）、ならびに「交渉および契約の背景と条件」（需要・供給・価格および政策・制度¹）があることを改めて認識した。

同時に、このような実物²の市場（physical market）に加えて、エネルギー、特に石油および天然ガスの市場を全体的に捉えるためには、それらに関連するデリバティブス（derivatives）の市場（これを金融市場＜financial market＞と呼んでおく）を理解する必要があることも改めて認識した。周知の通り、それは主に、多くの石油および天然ガスの実物取引の価格が金融市場における価格に連動しているからである。

拙稿では、上記の「市場」構成要素の中の「取引の主体」に関連して、メジャーズが売手でもあり買手でもある石油取引（oil trading）という主題を採り上げた。その理由は、メジャーズによるこの事業活動はメジャーズの経営、さらには世界の石油・エネルギー産業の全体像を的確に描くためには欠かせない重要な輪の 1 つであるにも拘らず、従来、その実態について検討されることが稀であったこと、それゆえ、検討に必要とされる情報・データが必ずしも十分でないとは言え、可能な限り検討を進めておく必要がある、と考えられることにある。拙稿が、この主題に関する本格的な研究の糸口になれば幸いである。

お問い合わせ：report@tky.ieej.or.jp

*株式会社 エイジウム研究所 取締役・上席研究員（日本エネルギー経済研究所 プロパーOB）

¹ 一国の中央政府・自治体政府、国際機関などによって決定される政策や制度、さらに、国家間の取決め、協定などを指す。

² 「先物」に対応する「現物」と区別するために、ここでは、「実物」という言葉を使う。